

食品表示に関する相談申込書

申込日 2023年4月1日
送信枚数 (本書のみ・本書含め 2枚)

*相談申込書を送付する前にご確認ください。

- 相談は表示について責任を持つ事業者の所在地が**千葉市**にある場合に限りま。
- 事前に電話連絡(食品安全課食品調査班: 電話043-238-9937)のうえ、本申込書に必要な事項を記入し、FAX、メール、郵便等で送付してください。
- 申込書を確認後担当者から連絡します。回答には日数がかかりますので余裕を持ってご相談ください。
- 質問内容により担当が異なるため、下記の「相談事項」の該当する枠内にし点をいれてください。

相談者

【会社名】 株式会社〇〇〇

【所在地】 千葉市美浜区幸町1-3-9

【担当部署】 〇〇〇課

【担当者名】 千葉 太郎

【電話】 043-238-〇〇〇〇

相談事項 *該当する枠内にし点を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 食品表示法 品質事項	<input checked="" type="checkbox"/> 食品表示法 保健事項(栄養成分表示等)
<input type="checkbox"/> 食品表示法 衛生事項	<input type="checkbox"/> 健康増進法(誇大表示の禁止)

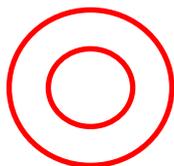
相談対象食品 *当てはまるカテゴリーに〇をしてください。

	加工食品	生鮮食品	添加物	商品名
一般用	○			いちごジャム 等
業務用				

相談内容 *具体的に記入してください

添付資料の有無 あり(1)枚 / なし

具体的な記載



- 例1) どちらにに含まれるアレルギー(小麦)は、添付資料の表示方法でよいか。
例2) ○○(栄養成分)を表示する場合、その表示場所は、添付資料の場所か。
例3) 商品名にビタミンやミネラルの総称の記載があるが、栄養成分表示は、添付資料の内容でよいか。
例4) 個包装に表示されている菓子を、透明な袋に詰め合わせた商品の表示はどのようにしたらよいか。

具体的でない記載



- 例1) どちらにに必要な表示は何ですか。
→予め「食品表示基準」、「食品表示基準Q&A」、早わかり食品表示ガイド(消費者庁作成パンフレット)等を確認してください。
例2) 表示を作成したので、全体を確認してください。
食品表示法に適したものであるかをご自身で確認してください。
例3) 詰め合わせ食品の表示について教えてください。

保健所記入欄(こちらには、記入しないでください。)

医薬品医療機器等法(旧薬事法) 食品表示法(品質) 景品表示法 その他()